

# スーパー定期[複利型]

(自由金利型定期預金)

平成26年3月26日現在

商 品 名	自由金利型定期預金 (預入金額 300 万円未満…スーパー定期S) (預入金額 300 万円以上…スーパー定期M)
販 売 対 象	個人のみ
期 間	・定型方式…3年、4年、5年 ・満期日指定方式…3年超 5 年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 スーパー定期S… 1,000 円以上 300 万円未満 スーパー定期M… 300 万円以上 1 円単位
払 戻 方 法	満期日以降に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用利息 (2) 利払方法 (3) 計算方法	固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 満期日以降に一括して支払います。 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算
税 金	利息には 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から 解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払い ます。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9 時~17 時、電話 0766-74-4101)にお申し出ください。 <紛争解決措置> 富山県弁護士会(電話 076-421-4811)金沢弁護士会(電話 076-221-0242)、福井弁護士会(電話 0776-23-5255)、東京弁護士会(電話 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)